

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

| NO. | 号機等         | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1   | 1・2号廃棄物処理設備 | 洗濯廃液系蒸発缶(A)濃度計の点検において、濃度計ディスプレイの表示不良が認められたため、当該ディスプレイを交換。  | GIII |    |
| 2   | 3・4号廃棄物処理設備 | 高電導度廃液系加熱器(B)凝縮水導電率計において、検出器取付部に凝縮水の滲みが認められたため、当該計器を点検・修理。 | GIII |    |